

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【公表番号】特表2002-537865(P2002-537865A)

【公表日】平成14年11月12日(2002.11.12)

【出願番号】特願2000-603689(P2000-603689)

【国際特許分類】

C 1 2 N	1/20	(2006.01)
A 2 3 C	9/123	(2006.01)
A 2 3 C	9/13	(2006.01)
A 2 3 C	19/00	(2006.01)
A 2 3 G	9/32	(2006.01)
A 2 3 G	9/44	(2006.01)
A 2 3 G	9/52	(2006.01)
A 2 3 L	1/105	(2006.01)
A 2 3 L	1/30	(2006.01)
A 6 1 K	35/74	(2006.01)
A 6 1 P	1/12	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
C 1 2 R	1/225	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	1/20	A
A 2 3 C	9/123	
A 2 3 C	9/13	
A 2 3 C	19/00	
A 2 3 G	9/02	
A 2 3 L	1/105	
A 2 3 L	1/30	
A 6 1 K	35/74	A
A 6 1 P	1/12	
A 6 1 P	31/04	
C 1 2 N	1/20	A
C 1 2 R	1/225	

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月2日(2007.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 下痢を起こす病原菌による腸のコロニー形成を予防する能力を有するラクトバチルス属に属する乳酸菌菌株。

【請求項2】 宿主生物の腸粘膜に付着できる、請求項1記載のラクトバチルス菌株。

【請求項3】 0.4%までの胆汁酸塩の存在下で生育できる、請求項1または2記載のラクトバチルス菌株。

【請求項4】 ラクトバチルス・ラムノサスまたはラクトバチルス・パラカゼイから

選択する、請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載のラクトバチルス菌株。

【請求項 5】 ラクトバチルス・パラカゼイである、請求項 4 記載のラクトバチルス菌株。

【請求項 6】 ラクトバチルス・パラカゼイ C N C M I - 2 1 1 6 (N C C 2 4 6 1) である、請求項 5 記載のラクトバチルス・パラカゼイ。

【請求項 7】 請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載のラクトバチルス菌株を含む摂取できる支持物質。

【請求項 8】 前記ラクトバチルス菌株が支持物質に約 10^5 c f u / g ~ 約 10^{12} c f u / g 支持物質の量で含まれる、請求項 7 記載の支持物質。

【請求項 9】 請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載のラクトバチルス菌株培養物の上澄を含む摂取できる支持物質。

【請求項 10】 前記支持物質は乳、ヨーグルト、カード、チーズ、発酵乳、乳をベースとする発酵製品、アイスクリーム、発酵穀類をベースとする製品、乳をベースとする粉末、乳児用調製粉乳から選択した食品組成物である、請求項 7 または 9 記載の支持物質。

【請求項 11】 前記支持物質は下痢と関連する疾病的治療および / または予防に使用する、請求項 7 から 10 のいずれか 1 項に記載の支持物質。

【請求項 12】 請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載の少なくとも 1 つのラクトバチルス菌株またはその培養物の上澄を含有する食品または医薬組成物。

【請求項 13】 乳、ヨーグルト、カード、チーズ、発酵乳、乳をベースとする発酵製品、アイスクリーム、発酵穀類をベースとする製品、乳をベースとする粉末、乳児用調製粉乳、錠剤、細菌液体サスペンジョン、経口用乾燥サプリメント、経口用含水サプリメント、乾燥経管栄養、または含水経管栄養から選択する、請求項 1 2 記載の組成物。